

PCB処理推進のための広報により 災害時の飛散・流出を防止 (全国47都道府県)

事業者：環境省

■ CM内容の一例①（変圧器・コンデンサー）

■ CM内容の一例②（安定器）



対策名：No.128 PCB早期処理のための緊急対策

事業名：PCB廃棄物適正処理推進のための広報事業

- ポイント
- PCB廃棄物の全量処理に向けた普及啓発活動を実施
 - 災害時等におけるPCBの飛散リスク等を低減

地域の概要・課題

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は有害な化学物質であり、環境中に放出された場合、深刻な環境汚染等を引き起こすおそれがあります。PCB特措法等によりPCBを含む廃棄物の期限内処理を定めているものの、未だに処理されていないPCB廃棄物が全国各地に多数存在すると考えられています。災害時のPCB飛散等による環境汚染を防止するため、これらの全量処理に向けた取組が必要です。

【見込まれる効果】

PCB廃棄物が市中に残されたままとなることによる紛失のリスクや、災害時の飛散・流出等のリスクを低減させる効果が見込まれます。

事業の概要

PCB廃棄物の期限内の適正処理推進を推進すべく、PCB廃棄物等を保管している可能性のある事業者に対してPCB廃棄物の期限内の適正処理を周知するテレビCM放映等の普及啓発活動を実施しています。

全国各地において順次テレビCM放映等を実施しており、2021年3月末までに完了する予定です。